

平成29年10～12月

原子力損害賠償 個別相談の御案内 (弁護士・不動産鑑定士)

福島県では、福島県弁護士会及び福島県不動産鑑定士協会と連携し、弁護士及び不動産鑑定士による対面の相談を実施しております。相談料は無料ですので、お気軽にご相談ください。

なお、**事前予約制**としておりますので、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

弁護士による巡回法律相談

- ◎相談できること 請求手続きに関する不明な点やお困りの点等について
- ◎相談料 無料
- ◎相談時間 30分（午後1時30分から午後3時45分の間に実施。）
- ◎実施日・場所 県内11市町村（詳細な日程・場所については裏面を参照願います。）

不動産鑑定士による相談（随時開催）

※ 避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域（すでに解除された区域を含む。）に宅地、建物を所有する個人の方で、東京電力から「請求書②」が手元に届いている方が対象となります。

- ◎相談できること 宅地、建物の賠償額の見方や算定の方法について
宅地、建物の「現地評価」の実施について 等
- ◎相談料 無料
- ◎相談時間 30分（午後1時から午後4時30分の間に実施。）
- ◎実施日・場所 ご希望の日（平日のみ）に合わせて随時開催します（詳細は裏面を参照願います。）
- ◎ご持参いただく書類
（必須）東京電力が送付する「賠償金ご請求書②」（個人）一式
（できるだけ）家屋の写真、建築図面、工事請負契約書 等
- ◎注意点
不動産鑑定士が、評価額を算定したり、賠償額を示したりするものではありません。

事前予約受付番号 024-521-8216

（原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口（県原子力損害対策課内））

受付時間 午前8時30分から午後5時15分（平日）

▽ 弁護士による巡回法律相談の日程及び実施会場

実施市町村	実施日	実施会場（所在地）
福島市	10月27日（金）	福島県庁 北庁舎4階地域連携室 （福島市杉妻町2-16）
二本松市	11月24日（金）	福島県二本松合同庁舎 第1会議室 （二本松市金色424番地の1）
三春町	10月4日（水）	福島県三春合同庁舎 2階小会議室 （三春町大字熊耳字下荒井176-5）
郡山市	12月6日（水）	福島県郡山合同庁舎 南分庁舎1階第2会議室 （郡山市麓山一丁目1番1号）
白河市	10月19日（木）	白河商工会議所 2階交流室 （白河市道場小路96-5）
	11月16日（木）	
会津若松市	10月3日（火）	福島県会津若松合同庁舎 本館3階地域連携室 （会津若松市追手町7番5号）
喜多方市	11月8日（水）	福島県喜多方合同庁舎 分庁舎2階中会議室 （喜多方市松山町鳥見山字下天神6-3）
南会津町	12月6日（水）	福島県南会津合同庁舎 4階会議室 （南会津町田島字根小屋甲4277-1）
相馬市	10月24日（火）	相馬市民会館 1階会議室 （相馬市中村字北町51-1）
南相馬市	11月30日（木）	福島県南相馬合同庁舎 北庁舎1階県政相談室 （南相馬市原町区錦町一丁目30）
いわき市	10月17日（火）	福島県いわき合同庁舎 本庁舎4階中会議室（東） （いわき市平字梅本15番地）
	11月14日（火）	いわき市役所小名浜支所 第4会議室 （いわき市小名浜花畑町15番地1）
	12月12日（火）	福島県いわき合同庁舎 本庁舎4階中会議室（東） （いわき市平字梅本15番地）

○ 不動産鑑定士による個別相談は、ご希望の日時を伺い、調整した上で実施します

相談を希望される際は、ご希望の相談日の**2週間以上前**までに、表面連絡先へご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、実施会場は、原則として次の中からお選びください。

【福島市、郡山市、会津若松市、南相馬市、いわき市】

※ 相談日時については、必ずしもご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。